

☆福祉有償運送とは

福祉有償運送とは、障がい者、要介護認定者の方などで、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用車を使用して、名簿に記載された旅客（利用会員）に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別有償運送サービスです。

福祉有償運送の主な要件

必要性	○運営協議会において、タクシー等の公共交通機関によっては移動制約者に対する十分な輸送サービスが確保されないと認められ、その必要性について合意が得られていることが必要です。
運営協議会	○運送の必要性、条件等について判断するために設置。 ○市町村が主宰することを基本とするが、必要に応じ、複数市町村の共同主宰、又は都道府県の主宰も可。 ○構成員は、地方公共団体（主宰者）、地方運輸局（支局）、関係交通機関の代表、地域住民もしくは利用者の代表、当該地域内で福祉有償運送を行うNPO等の代表、その他主宰者が認める人。
運営主体	○NPO法人、社会福祉法人、医療法人、認可地縁団体等の非営利法人、及び営利を目的としない等の要件を満たした法人格を持たない団体。
運送の対象	○次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であり、単独で公共交通機関を利用することが困難な者、且つ会員として登録されている者、及びその付添人。 イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者 ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定者 ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援者 ニ その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がいを有する者
運送の区域	○運営協議会において協議が整った市町村もしくは運営協議会が認めた範囲の市町村を区域とし、運送の発地又は着地のいずれかが区域内にあること。
使用車両	○NPO等が所有もしくは運送の間、使用権限を有するもの。乗車定員 11人未満の自動車に限る。
運送の対価	○実費の範囲内であり、営利と認められない範囲。具体的には、「運送の対価＝当該地域のタクシーの上限運賃の概ね1/2を目安」と「運送の対価以外の対価（迎車回送料、待機料、介助料等）＝実費の範囲」で利用者にわかりやすく明示。

